

清水町条例第17号

清水町景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 景観まちづくり審議会（第7条―第11条）
- 第3章 景観計画
 - 第1節 景観計画の策定等（第12条・第13条）
 - 第2節 景観法に基づく行為の制限等（第14条―第20条）
 - 第3節 景観上重要な資源の保全（第21条―第24条）
 - 第4節 良好な景観等の形成の推進（第25条―第27条）
- 第4章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、柿田川を代表とする本町の豊かな自然、歴史及び文化が調和した景観を守り、育て、及び創造するために必要な事項、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続等について必要な事項を定めることにより、町、町民及び事業者が一体となって、魅力ある景観の形成を積極的に進め、美しく持続可能な景観づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（町の責務）

第3条 町は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

2 町は、前項の施策の策定並びに当該施策の実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

3 町は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

4 町は、道路、公園その他の公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成に関する先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、自らが良好な景観の形成をする主体であることを認識し、互いに協力して積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めるものとする。

2 町民は、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域の景観の特性に十分配慮し、積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国等に対する協力要請)

第6条 町は、良好な景観の形成に関し必要があると認めるときは、国、地方公共団体その他の関係機関に対し、必要な協力を要請するものとする。

第2章 景観まちづくり審議会

(設置)

第7条 町長は、良好な景観の形成に関する取組の推進を図るため、清水町景観まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に規定するもののほか、町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項について審議し、答申する。

3 審議会は、この条例に規定するもののほか、良好な景観の形成に関し町長に意見を述べることができる。

(組織)

第8条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 知識及び経験を有する者

(2) 町民又は事業者の代表者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、都市計画課において処理する。

第3章 景観計画

第1節 景観計画の策定等

(景観計画)

第12条 町長は、町の全域にわたる良好な景観の形成に関する基本的な計画として、法第8条第1項の規定に基づく景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

(計画提案に対する判断に係る手続)

第13条 町長は、法第12条の規定による判断をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。

第2節 景観法に基づく行為の制限等

(届出を要する行為)

第14条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質を変更する行為で、当該行為に係る土地の面積が、1,000平方メートル以上の場合
- (2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件を堆積する行為で、当該行為の用に供される土地の面積が、1,000平方メートル以上の場合

(届出を要しない行為)

第15条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち規則で定めるもの

(2) 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち規則で定めるもの

(事前協議)

第16条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、当該届出を行う前に、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しているかどうかについて、町長に協議することができる。

(景観計画への適合)

第17条 法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第18条 町長は、法第16条第1項各号に掲げる行為が景観計画に適合しないものである場合において、良好な景観の形成の推進のために必要があると認めるときは、これらの行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告の手続)

第19条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

(勧告に従わない旨の公表)

第20条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表しようとする場合は、当該勧告を受けた者に、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を通知するとともに、意見陳述の機会を与えるものとする。

第3節 景観上重要な資源の保全

(景観重要建造物等の指定の手続)

第21条 町長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は第28条第1項の規定による景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

2 町長は、景観重要建造物等の指定をしたときは、規則で定める事項を告示しなけ

ればならない。

- 3 前2項の規定は、法第27条又は法第35条の規定による景観重要建造物等の指定の解除について準用する。ただし、当該景観重要建造物等が法第19条第3項に規定する建造物又は法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は指定の理由が消滅したことが明らかであると町長が認めるときは、第1項の規定は準用しない。

(景観形成重点地区の指定)

第22条 町長は、景観計画において、景観計画の区域内にあつて地域の特性にふさわしい良好な景観を形成するために特に重点的に取り組む必要があると認める地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

- 2 町長は、前項の規定による重点地区を指定したときは、当該重点地区における法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第3項の良好な景観の形成に関する方針について、当該重点地区ごとに定めることができる。

- 3 町長は、重点地区を定めるときは、あらかじめ、当該地区の住民及び利害関係人並びに審議会の意見を聴くものとする。

(眺望点の指定)

第23条 町長は、町特有の景観を眺望できる地点を、眺望点として指定することができる。

- 2 町長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、当該眺望点の所有者の同意を得なければならない。

- 3 前項の規定は、第1項の規定による指定を解除する場合について準用する。

(眺望点の保全)

第24条 町長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、当該眺望点及び当該眺望点から眺望できる景観の保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 良好な景観等の形成の推進

(景観まちづくり団体)

第25条 町長は、良好な景観の形成に寄与することを目的として組織された団体で、規則で定める要件を満たすものを景観まちづくり団体として認定することができる。

る。

2 景観まちづくり団体の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による認定を受けた団体が登録の要件を欠くに至ったとき、又はその活動が良好な景観の形成に寄与しないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(技術的支援等)

第26条 町長は、良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行う個人又は団体、景観重要建造物等の所有者等に対し、その活動又は保存のために必要な技術的支援その他必要な支援を行うことができる。

(表彰)

第27条 町長は、良好な景観の形成に貢献すると認める建築物等について、その所有者、設計者その他関係者を表彰することができる。

2 町長は、前項の規定によるもののほか、良好な景観の形成に著しく貢献すると認める個人又は団体を表彰することができる。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章第2節の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に開催される審議会は、第10条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(清水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 清水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

都市計画審議会	会長	〃	7,500
	委員	〃	6,500

都市計画審議会	会長	〃	7,500
	委員	〃	6,500
景観まちづくり審議会	会長	〃	7,500
	委員	〃	6,500